



平成 29 年 2 月号

留学生の就労資格への変更 Q & A

日本の大学等を卒業後の外国人留学生を新卒で採用するケースが増えてきていますが、ご質問の多い事例をQ&Aでご紹介します。

Q 3月に大学を卒業しますが、「留学」から就労できる在留資格への変更はいつ行えばよいでしょうか？

A 「留学」の在留資格である学生の方が、新卒で4月から働くことができるように、入管では、概ね3か月前の1月から申請を受け付けています。申請してから許可が出るまでに時間を要することから、大学卒業後ではなく、早めに申請してください。卒業見込証明書の提出があれば、申請を受け付けることとされています。なお、在留資格変更許可は、卒業証明書を地方入国管理官署に提出していただいた後となります。

Q 大阪の大学を卒業後、東京の会社に就職します。どこの入国管理局に申請すればよいでしょうか？

A 在留資格に関する手続きは、申請人の住所地を管轄する地方局又は支局若しくは分担する出張所において行うことになっています。申請人が大阪に居住している間に申請を行うのであれば、大阪の住所地を管轄する入国管理局又は支局若しくはその出張所となります。

Q 留学生を採用後、販売店やレストラン等の店舗において接客、棚卸しなどのOJTをした後、本社業務へ配属予定です。「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請を行ってもらう予定ですが、採用後、1年間のOJTを行うこととしていても差し支えないでしょうか。

A 採用当初の短期間のOJTについては、一般的には、業務習熟のために必要な研修として認められることとなります。他方で、OJTの期間が、採用当初に留まるようなものではなく、当該外国人の在留期間の大半を占めるような場合には、在留資格に該当する活動を行っていないこととなるため、認められない可能性があります。

Q 在留資格変更許可申請において、雇用予定者との雇用契約書が作成されていない段階で申請はできませんか。（入国管理局から許可が出た後、正式に雇用契約書を作成する予定にしています。）

A 雇用契約書は必ずしも作成されている必要はありませんが、申請に当たっては、雇用予定者の業務内容、給与、雇用予定期間等の労働条件が明示された書類（労働条件明示書等）の提出が必要となります。また、一般的には、就労資格の取得を条件として雇用契約が効力を有することとする停止条件付き雇用契約を締結しておくことも考えられます。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>